

【参考】決議案(仮訳)

決議案LEG.5(99)

2012年4月19日採択

1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約の
1996年の議定書における制限額を改訂する決議

第99回法律委員会は

この本委員会の役割に関するIMO条約第33条(b)を想起し、
国際条約又は他の文書により与えられた任務を行うときは、従うべき手続を定めた規則を遵守するというIMO条約第36条に留意し、

1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する 1996年の議定書
(以下 96LLMC 議定書) 第3条に定める制限額の改正手順に関する 96LLMC 議定書の第8条を考慮し、

96LLMC 議定書第8条(1)(2)に従い提案・回章された制限額の改正が検討され続けた結果、

1. LLMC96 第8条(4)に従い、本決議の Annex に定める 96LLMC 議定書第3条に定める制限額の改正(と、それに引き続く同議定書第4条、第5条の改正)を採択する。
2. 96LLMC 議定書第8条(7)に従い、本改正は、通告の日の後18ヶ月の期間が満了する時まで、改正の採択の時に締約国であった国の4分の1以上が事務局長に対しその改正を受諾しない旨の通知を行った場合を除き、受諾されたものとみなされると定義する。
3. 96LLMC 議定書第8条(8)に従い、上記2パラにより受諾されたものとみなされた本改正は、その受諾の後18ヶ月で効力を生ずると、更に定義する。
4. 96LLMC 議定書第14条(2)(v)に従い、本決議と Annex を含む改正案の謄本を 96LLMC 議定書署名・受諾国すべてに対して送達することを事務局長に要求する。
5. 96LLMC 議定書未署名・未加盟の IMO 加盟国に対して、本決議と Annex の写しを送達することを事務局長に更に要求する。

【ANNEX】

1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する
1996年の議定書における責任制限の改正

96LLMC 議定書の第3条を次のように改正する。

死亡又は身体の障害に関する債権については、

200万貨幣単位とある箇所は、「302万」貨幣単位と読み替える。

800貨幣単位とある箇所は、「1,208」貨幣単位と読み替える。

600貨幣単位とある箇所は、「906」貨幣単位と読み替える。

400貨幣単位とある箇所は、「604」貨幣単位と読み替える。

その他の債権については、

100万貨幣単位とある箇所は、「151万」貨幣単位と読み替える。

400貨幣単位とある箇所は、「604」貨幣単位と読み替える。

300貨幣単位とある箇所は、「453」貨幣単位と読み替える。

200貨幣単位とある箇所は、「302」貨幣単位と読み替える。